

【資料】

米国統一商事法典第2A編リース

細田 弥彦

(本号目次)

- はじめに
- 第2A編の構成
- 第1章 総則

はじめに

米国統一商事法典第2A編リース (Uniform Commercial Code Article 2A Leases——以下 U.C.C. 2A Leases と略称——) が制定公布されている。本稿は、この U.C.C. 2A Leases の各条 (2A-101~2A-531) の紹介をこころみたものである。なお、テキストの各条ごとに付されている Official Comment については、そのなかで特に条項を理解するために必要と思われる部分のみについての概要紹介にとどめ、これを、各条項の次に付記した。

これまで、アメリカのリース取引については、明確な法理が確立されていたとはいえない。それは、慣習法の原則や不動産リースに関する原則、そして U.C.C. 2 (売買) 及び 9 (担保付取引) に関する規定により対応してきたものである。しかるに、他方ではファイナンスリースを始めとする動産のリース取引が著しく発展してきた状況があり、それにともない法制度の不備を補完すべき必要性から、動産のリースを直接取り扱った法令について、その制定がふさわしいという要請に基づき、U.C.C. 2A Leases の法案がまとめられたものである。

U.C.C. 2A Leases の制定は、リースに関する全米統一州法をめざしたものであり、それが制定されるまでの経緯は次の如くである。

米国統一商事法典第2A編 リース（細田）

1985年8月に統一州法委員全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）によって承認されたところの、統一動産リース法（Uniform Personal Property Leasing Act）を修正したものがU.C.C. 2A Leasesである。それは、統一動産リース法が統一法として公布されたものの、その活動は殆んど見るべきものもなく、そのためには、同法をこの第2A編に修正すべき準備と審理が進められてきた。

1986年8月、統一州法委員全国会議は、統一動産リース法の修正として、第2A編（第1編と第9編への修正をも含めて）を承認し公布するよう勧告した。

1986年12月、アメリカ法律協会（American Law Institute）は、Official Commentを添えて同様の承認勧告をした。

1987年3月、統一商事法典恒久編輯委員会（Permanent Editorial Board for the Uniform Commercial Code）による同様の勧告がなされた（2A-101, Official Comment ; History）。

これらに基づいて、アメリカ法律協会は第64回年次総会（1987年5月19日～22日）における討論の結果、同評議会によって最終決定がなされ、1987年8月に統一州法委員全国会議によっても最終法案の承認がなされ制定をみたものである。

このように、物品のリースに関する法律を法典化する理由として、次の諸点が指摘され法典化する理論的根拠が述べられている。第1点、リースとは何かということを明確に定義づける必要があること。第2点、リースに関する担保法が明確でないからという理由。第3点、債務人に契約違反があった場合、債務人救済方法について、リースに関しては明確になされていないからという理由である。

ところで、全米統一州法をめざして公布されたU.C.C. 2A Leasesについて、これを州法として既に採択の決定をみた州は下記の如くである。順次諸州に及ぶものと思われる。

California (Calif.) 州

1990年1月1日施行

米国統一商事法典第2A編 リース（細田）

Minnesota (Minn.) 州	1990年1月1日施行
Nevada (Nev.) 州	1990年1月1日施行
Oklahoma (Okla.) 州	1988年11月1日施行
Oregon (Org. Ore. Or.) 州	1991年9月1日施行
South Dakota (S. Dak. • S. D.) 州	1990年7月1日施行

なお、本稿執筆にあたっては、Columbia University C. V. Starr East Asian Library … Amy Vladeck Heinrich 博士及び Columbia University Law School Library の三浦 勇氏より資料の提供を賜わり、終始多大な御援助を戴くことができた。記して、衷心より謝意を表する次第である。

第2A編の構成

U.C.C. 2A Leases は、リースに関する法律を法典化することを目的として、全5章より構成されている。そして、U.C.C. 1及び9に適合させるよう改正する事項をも含むもので、その構成は次の如くである。

第1章 総則 (2A-101~2A-109)

第2章 リース契約の成立及び構成 (2A-201~2A-221)

第3章 リース契約の効力 (2A-301~2A-310)

第4章 リース契約の履行：拒絶、代替及び免除 (2A-401~2A-407)

第5章 不履行

A 一般的事項 (2A-501~2A-507)

B 賃貸人による不履行 (2A-508~2A-522)

C 賃借人による不履行 (2A-523~2A-531)

第1編及び第9編に適合させる改正 (1-105, 1-201(37), 9-113)

第1章 総 則

2 A-101条 略称

本編は、統一商事法典——リースとして引用することができる。

この規定は、本法がリースに関して全米統一州法をめざして制定されたものであるところから、各州がそれぞれの州法としてこれを採択するに当り、本法の名称をそのままに、あるいはその他形式の如何を問わず、リース法として引用しうべきことを示したもので、それによって、各州統一的立法の目的を達するための規定である。このことは、他の各種統一法にも同様にこのような規定がみられるところである。

2 A-102条 適用範囲

本編は形式の如何を問わず、リースを創設するどのような取引にも適用される。

本編は、リースに関して広範囲にわたる詳細な規定を設けている。この規定は、形式の如何を問わず、すべてのリース取引に適用されるものであることを示した。しかし、長い間にわたって行われてきたリース取引の商慣習には、当事者間には本編の規定とは異なる私的取りきめもみられるところである。これに対して、本編の規定にもかかわらず、その私的取りきめを否定するというのではなく、契約内容の不当性が認められない限り、契約自由の原則によりそれは許容される。しかし、商業リースに対して消費者リースには、消費者保護の観点から、契約自由の原則はそのまま許容されず、制限される特別な規定の適用を受ける。

2 A-103条 定義及び定義の索引

- (1) 本編において文脈からいって異なった解釈が要求されない限り：
 - (a) 「営業の通常の過程における買主」とは、その種の物品の売却を

業とする者から、通常の過程において善意に、そしてその売却が、その物品について第三者の所有権としての権利または担保権、または定期賃借権を侵害することを意識せずに買い入れた者をいうが、質屋は含まない。

「買入れ」は、現金払いでも他の財産との交換でも、担保付または無担保の信用でもよい。それは、既存の売買契約に基づく権原証券または物品の受領を含むが、企業財産包括的譲受や金銭債務の担保として、または全部もしくは一部弁済としての譲受は含まない。

- (b) 「(契約の) 解除」は、一方が他方の不履行により、リース契約を終了させる場合に発生する。
- (c) 「取引単位」とは、商慣習により、リースの目的を達するための一つのまとまった物品の単位であり、それを分割すると、実質的にその性質または市場価格や利用価値を損なうような単位をいう。取引単位は、一台の機械のように一個のものであったり、あるいは一揃いの家具や機械のように、一つのセットでもよい。または一グロス、貨車一輌分のような一つの分量でもよい。または使われてきた他の単位でも、関連した市場での一つのまとまったものとして使われてきた単位でもよい。
- (d) リース契約に「適合」する物品または履行とは、リース契約上の権利義務と合致する物品または履行のことである。
- (e) 「消費者リース」とは、通常リースや販売を業としている賃貸人が、主に個人、家族、または家庭のために、団体以外の賃借人に対して行なうリースであり、リース契約の合計金額が、更新または買入れ選択権の支払いを除いて、25,000ドルを超えないものである。
- (f) 「過失」とは、不法な作為、不作為、違返または不履行（懈怠）のことである。
- (g) 「ファイナンスリース」とは、次のような状態でのリースである。
 - (i) 賃貸人は物品の選択、製造または供給をしない。

- (ii) 貸貸人はリースに関連して、物品または物品の占有あるいは使用の権利を取得する。
- (iii) 貸借人がリース契約に署名する日、またはそれ以前に、貸貸人がその物品を購入したことを明示した契約書の謄本を受け取るか、または貸貸人がその物品を購入したことを明示した契約書を貸借人が承認することが、リース契約を有効とする一つの条件である。
- (h) 「物品」とは、リース契約の目的物として特定されたときにおいて動産であるか、または付従物であるすべての物をいう(2A-209)。金銭、権原証券、証書、売掛債権、動産抵当証券、一般の無形財産、または抽出前の石油やガスを含む鉱物やそれに類するものは含まれない。動物の胎児は含む。
- (i) 「分割給付リース契約」とは、物品を各個ごとに分けて給付し、これを別々に受領することを承認し、または要求するリース契約である。たとえ、そのリース契約が「各給付は別個のリースである」旨の文言、またはそれと同趣旨の文言を含む場合であっても同じである。
- (j) 「リース」とは、対価の見返りとして一定期間物品を占有し、または使用する権利の移転である。但し、承認条件付売買、返還権付売買、または担保権の留保あるいは創設を含んだ売買はリースではない。文の前後関係からいって別のことを明示しない限り、この用語にはサブ・リースを含む。
- (k) 「リースに関する合意」とは、当事者の文言中に示されるか、または他の状況——本編に規定されている商談の経過、取引慣行、または履行の過程を含む——から推認される貸貸人と貸借人との間のリースに関する事実上の約定である。文の前後関係からいって別のことを明示しない限り、この用語にはサブ・リースの合意を含む。
- (l) 「リース契約」とは、本編及び他の適用さるべき法規範によつ

て、法的意味を認められたリースの合意に由来する法的債権債務関係の総体である。文の前後関係からといって別のことと明示しない限り、この用語にはサブ・リース契約を含む。

(m) 「賃借権」とは、リース契約における賃貸人と賃借人の権利関係のことである。

(n) 「賃借人」とは、リースにおいて物品を占有し、または使用する権利を入手する者である。文の前後関係からといって別のことと明示しない限り、この用語には転借人を含む。

(o) 「営業の通常の過程における賃借人」とは、その種のものを販売し、またはリースすることを業とする者より、通常の過程において善意に、しかもそのリースが、第三者のその物品に対する所有権、担保権、または賃借権を侵害することになるとは知らずにリースする者をいう。しかし、質屋は含まれない。

「リース」は現金払いでも、他の財産との交換でも、担保付または無担保の信用でもよい。そして、それは既存のリース契約のもとの物品または権原証券の受領を含む。ただし、企業財産包括的譲受、または金銭債務の担保として、または全部あるいは一部弁済としての譲渡は含まれない。

(p) 「賃貸人」とは、リースにおいて物品を占有し及び使用する権利を移転する者である。文の前後関係からといって別のことと明示しない限り、この用語には転貸人を含む。

(q) 「賃貸人の残余権」とは、リース契約の満期、終了または解除のあとの物品に対する賃貸人の権利のことである。

(r) 「リーエン」とは、債務の弁済または義務の履行を担保するための、物品に対する負担または権利のことである。この用語は担保権を含まない。

(s) 「個口」とは、独立してリースまたは引渡しの対象となりうる一包または一個の物をいい、それが当該リース契約の履行として充分

米国統一商事法典第2A編リース（細田）

であるか否かは問わない。

- (t) 「商人賃借人」とは、リースの対象となりうる物品に関する商人であって、賃借人である者をいう。
- (u) 「現在価値」とは、一定の期日における金額で、将来一度あるいはそれ以上にわたって支払われるべき金額を、当期日まで割り引いた額である。割引率は、もしも利率が明らかに非合理でなければ、取引が開始された時点で、当事者によって指定された利率によって決められる；それでなければ、割引率は取引が開始された時点で、一件ごとの事実と状況を考慮に入れた上で、商業上合理的な利率によって決められる。
- (v) 「任意取得」には、売買、リース、抵当権、担保権、動産質権、贈与、その他物品上の権利関係を創設する任意取引によって取得することが含まれる。
- (w) 「サブ・リース」とは、現存リースのもとで、賃貸人が賃借人として物品を占有し、かつ使用する権利を取得するリースである。
- (x) 「供給人」とは、ファイナンスリースにおいて、リースされる物品を賃貸人が買うか、リースする際の購買先である。
- (y) 「供給契約」とは、リースされる物品を賃貸人が買うか、リースする際の契約をいう。
- (z) 「(契約の) 終了」は、何れか一方の当事者が、契約違反以外の理由で、合意または法により創設された権限に基づいてリース契約を終了させる場合に生ずる。
- (2) 本編に適用される他の定義と、それが示されている条文は次の通りである：

「付合物 (Accessions)」	2A-310(1).
「建設モーゲージ (Construction mortgage)」	2A-309(1)(d).
「負担 (Encumbrance)」	2A-309(1)(e).
「付従物 (Fixtures)」	2A-309(1)(a).

「付従物の登録 (Fixture filing)」 2A-309(1)(b).

「売買代金リース (Purchase money lease)」 2A-309(1)(c).

(3) 他の編にある定義のうち、次のものは本編にも適用される：

「売掛債権 (Accounts)」 9-106.

「商人間 (Between merchants)」 2-104(3).

「買主 (Buyer)」 2-103(1)(a).

「動産抵当証券 (Chattel paper)」 9-105(1)(b).

「消費者物品 (Consumer goods)」 9-109(1).

「権原証券 (Documents)」 9-105(1)(f).

「委託 (Entrusting)」 2-403(3).

「一般無形財産 (General intangibles)」 9-106.

「誠実 (Good faith)」 2-103(1)(b).

「証書 (Instruments)」 9-105(1)(i).

「商人 (Merchant)」 2-104(1).

「モーゲージ (Mortgage)」 9-105(1)(j).

「約定に従って (Pursuant to commitment)」 9-105(1)(k).

「受取 (Receipt)」 2-103(1)(c).

「売買 (Sale)」 2-106(1).

「承認条件付売買 (Sale on approval)」 2-326.

「返還権付売買 (Sale or return)」 2-326.

「売主 (Seller)」 2-103(1)(d).

(4) 以上の他、第1編は本編の全体に適用さるべき一般的定義及び

〔用語と法の〕解釈の原則を含む。

本条に掲げられている各定義について、Official Comment は詳細な解説を加えている。それらのうち、特に留意すべき主要な定義について、その解説概要を示せば次の如くである。

「消費者リース」

(1)(e)に示されている消費者リースの定義について、それは、1982年消費者賃

米国統一商事法典第2A編リース（細田）

貸借法（Consumer Leasing Act (1982)）及び1974年統一消費者信用法典（Unif. Consumer Credit Code (1974)）のなかに示されている定義に、その範をとったものであるとしている。しかし、本条に示す定義は、それらといくつかの点で相違するので、その相違点として、次の諸点を掲げている。

- (1) 貸借人は、物品のリースまたは販売の業に従事していなければならぬ。
- (2) リースは、4か月の期間を超えるものでなくてもよい。
- (3) 主として、農業を目的とするリースは取り扱っていない。
- (4) リース契約における合計支払額は、更新または買入のオプションのための支払いを除き、25,000ドルを超えてはならない。
- (5) 25,000ドルの限度額は、消費者物価指数があっても調整されることはない。
- (6) 貸借人は、個人であって団体であってはならない。
- (7) (上記団体について)結婚あるいはそれに類するものによって、共通の利害関係をもつ二人、またはそれ以上の個人に対するリースは、U.C.C. 1-201 (28)により、団体に対するリースとして除外してはならない。

「ファイナンスリース」

(1)(g)に示されているファイナンスリースの定義について、まずファイナンスリースは、三当事者間の取引であることをふまえ、それぞれの当事者の機能を示している。

サプライヤーは、貸借人の仕様に基づいて（サプライヤーと貸借人の間における購買注文書、売買に関する合意、またはリースに関する合意に基づいて）、物品を製造または供給する。これについては、予想されるファイナンスリースの取りきめが、貸借人と貸借人の間になされた後、貸借人によって購買注文書、売買に関する合意、またはリースに関する合意が提起される。

貸借人については、物品の選択、製造及び供給にかかることのないことが要求されている。そして貸借人は、リースに関連して当該物品を、または当該物品を占有し使用する権利を取得することが要求される。その取得するという

行為は、当該リースに「関連して」なされたものでなければならない。当該リースと無関係に取得されていたものならば、それは当該リース物件とは認められない。「関連して」(in connection with)という文言の適用範囲は、裁判所のケース・バイ・ケースで明らかにさるべきものとしている。

賃借人は、リース契約に署名する時点かその前に、物品の供給契約書の謄本を入手すること、または供給契約書に対する賃貸人の承認が、リース契約の発効要件であるとしている。

なお、賃貸人の機能は、単に資金の供給のみに限定するものではないことと、賃貸人がリースの対象となる物品に関連した商人である場合にも、ファイナンスリースの賃貸人となることができること、そして、リースバックもファイナンスリースであることを示している。

「リース」

(1)(j)にリースの定義を示しているのであるが、それは、ある取引がリースを創設するか、リースと見せかけた担保権を創設するかを決めるために、リースを定義づける必要があるからとした理由を述べている。

すなわち、ある取引がリースと見せかけた担保権を創設するものならば、その取引は「担保権付取引」編(第9編)によって規定される。そして、賃貸人は第三者に対して、物品に対する権利を完璧にするためには、貸付証書を登録するか、または他の手段をとる必要がある。慣習法のもとでは、リースに関連して、付従物のリースに関するものを除いては(2A-309)、そのような必要はない。また本編では、そのような必要を課していない。

慣習法のもとにおいては、動産のリースは一種の寄託契約とされていたが、ここに規定されている定義においては、リースは賃借人がある一定期間、物品を占有しつつ利用する権利に対し、約因を与えることに合意するときに創設されるものとし、さらに、リースは売買ではなく(2-106(1)), 担保権の留保や創設でもない(1-201(37))。真正リースと担保権との区別をしようとする多くの訴訟があるため、1-201(37)に対する修正事項が、より明確な区別をつけるために、本編とともに公布されたものとしている。

米国統一商事法典第2A編リース（細田）

「リースの合意」

(1)(k)に示されているリースの合意については、この定義は1-201(3)の最初の文言に由来するものであるとし、リースの定義は将来の移転に及ぶ程広いので、リースの合意は、現在及び引き続いておこる移転を予期しての合意を含むものとしている。

なお、本編の規定は、もし適用されるなら、リースの合意が法的結果をもつかどうかを決定する。適用されないなら、寄託に関する法律及び他の適当な法律が同様に決定するとしている(2A-103(4), 1-103)。

2 A-104条 他の制定法の適用を受けるリース

(1) リースは、たとえ本編の適用を受けるといえども、次に該当するものの適用を受ける：

(a) アメリカ合衆国の制定法；

(b) この州の権原証券に関する制定法：(自動車、トレーラー、移動住宅、ボート、農業用トラクター、及びそれに類するものにあてはまる権原証券に関する制定法を列挙)；

(c) 他の法域の権原証券に関する制定法(2A-105)；または

(d) この州の消費者保護に関する制定法。

(2) 2A-105, 2A-304(3), 及び2A-305(3)以外の本編の規定、及び上記(1)で言及されている制定法の何れかの間に矛盾のある場合、その制定法の規定が適用される。

(3) 適用される制定法の不遵守のときは、そこに特記されたことのみが効力をもつ。

本編は、形式の如何を問わず、リースを創設する如何なる取引にも適用されるものではあるが(2A-102)，同時に他の該当する制定法によつても規定されるという一般的な規則を示したものであり(第1項)，(a)から(d)項までを掲げた。

アメリカ合衆国の制定法の一例として、消費者賃貸借法 15 U.S.C. §§ 1667-

1667(e) (1982) 及び同施行規則 Regulation M, 12 C. F. R. § 213 (1986) を示している。

同じく消費者リースを規定する州法の一例としては、統一消費者信用法典 §§ 3.202, 3.209, 3.401, 7A U.L.A. 108-09, 115, 125 (1974) を示している。

なお、本条第3項の訳文の意味は、[その制定法の定めた効果だけを生ずる]ということである。

2 A-105条 権原証券の対象となった物品に対する本編の地域的適用範囲

2A-304(3) 及び 2A-305(3) の規定する場合を除き、この州または他の法域の制定法の下で発行された権原証券の対象となった物品に関し、権原証券法の遵守、または遵守あるいは遵守しない効果は、(a) 権原証券の放棄、または (b) 物品がその法域より持ち出されてからか4か月後、それ以後、他の法域で新しい権原証券が発行されるまでの、何れか早い時点まで、その権原証券を発行する法域における制定法（法の抵触に関する準則を含む）によって支配される。

本条(b)で言及されている新しい証券については、仮のものではなく恒久的なものであることを要するとともに、一般的にいって、最近発行された権原証券に記されている権利者である賃貸人または債権者は、他の法域で以前発行された証書に記された権利に優先するものであることを述べている。

2 A-106条 消費者リースの当事者が適用法及び法廷地を選択する権限上の制限

(1) もしも、消費者リースの当事者によって選択された法律が、そのリースの合意が強行可能になる時点、あるいはその後30日以内に賃借人が居住する法域、または当該物品が使用される法域以外の法であるときには、その選択は強行できない。

米国統一商事法典第2A編 リース（細田）

(2) もしも、消費者リースの当事者によって選択された法廷地が、その選択がなければ貸借人に対する裁判管轄権を行使しえない法廷地であるときには、その選択は強行できない。

本条規定の趣旨は、消費者保護を目的とするものであるため、消費者リースの場合に限って適用される。そして、この規定の目的は、賃貸人によって、消費者リースの貸借人に対して適用される法律が、殆んど消費者保護のない法域になるようにならうとしていたり、あるいは適用される裁判所が、貸借人にとて極めて不便な裁判地になるようになるかかもしれない危険防止のためである。

このため、法律または裁判地を選択するについて、次の場合を除いては無効とした。(1) 選択された法律が、消費者の居住する、あるいは物品が保管されている州の法律の場合。(2) 選択された裁判地が、その他の点で貸借人を管轄する場合。

第1項の30日の規定は、9-103(1)(c)により示唆されたものであるとしている。なお、本条項は消費者リースでないリースにおける法の選択個条には何の効力もない。

第2項は、消費者リースにおいて、乱用されるかもしれない管轄権についての、同意の個条の実施を防止するものである。裁判地という術語を使用することにより、仲裁のような司法上でない裁判以外の紛争解決地の選択については、その選択を制限しない。この条文は、消費者リースではないリースにおける裁判管轄の個条については何の効力もない。そのような個条は、「一応有効」(prima facie valid)であり、模範法廷地選択法 (Model Choice of Forum Act (1968) を含む他の法律により規定されるとしている。

2 A-107条 不履行後の権利の放棄

申し立てられた不履行または担保違反によって発生した権利は、損害を受けた当事者により、署名された書面による放棄があれば、約因なしにその全部または一部を消滅させることができる。

2 A-108 条 不当性

(1) 法律問題として、裁判所がリース契約またはリース契約の何れかの条項を、契約締結の時点で不当であると認めた場合、裁判所はそのリース契約の実施を否認することができるし、不当な条項を除いて、リース契約の残余の部分を実施させることもできるし、または不当な結果を避けるために、不当な条項の適用を制限することもできる。

(2) 消費者リースに関して、法律問題として、裁判所がリース契約またはリース契約の何れかの条項が、不当な行為によって誘因されたものであると認めた場合、または不当な行為が、リース契約より生じた債権の取り立てにおいて起きたと認めた場合、裁判所は然るべき救済を与えることができる。

(3) 前項(1)または(2)に基づいて、不当性の認定をする前に、裁判所は自ずから、または当事者の申し立てとして、当事者にリース契約、リース契約の条項、または行為の背景、目的、及び効果について、証拠を提出するための適当な機会を与えなければならない。

(4) 消費者リースに関して、賃借人が不当性を主張する訴訟において：

(a) 裁判所が前項(1)または(2)に基づいて不当性を認めた場合、裁判所は賃借人に対して然るべき弁護士料を授与しなければならない。

(b) 裁判所が不当性を認めず、かつ不当性を主張する賃借人が根拠のないことを知りながら訴訟を提起したり、継続した場合、裁判所は権利を主張された当事者に対して、然るべき弁護士料を授与しなければならない。

(c) 弁護士料を決定するに当って、前項(1)及び(2)に基づく原告のための回復の金額は規制しない。

本条第1項と第3項は、2-302の規定を反映し、不当性の概念をリースに適用したものであり、本条の残りの部分は、統一消費者信用法典 § 5.108, 7A U.L.A. 167-69 (1974) の規定に範を取ったものとしている。

米国統一商事法典第2A編リース（細田）

第2項は、消費者リースまたは消費者リースの条項は、それ自体不当であつてはならないが、もしも、不当な手段を使って消費者に合意させようとしたら、合意に達しなかったであろうということを認めている。また、リース契約より生じた債権の取り立てにおいて、威圧または暴力を使ったり、または使おうとしたりする不当行為に対する回復を消費者に与えている。そして、同項の「然るべき」救済への言及は、この救済方法のより拡大された運営を促進することを意図したものとしている。

2 A-109条 任意に弁済期日を繰上げる権利

(1) 一方の当事者またはその権利承継人は、「任意に」または「不履行のおそれありと認めた場合」あるいは同趣旨の用語で、弁済期日を繰上げること、または担保あるいは追加担保を要求することができると規定する条項は、当事者が支払または履行の見込みが損なわれたと誠実に信じた場合に限り、そうする権限をもつと解釈されなければならない。

(2) 消費者リースに関しては、第1項における誠実を立証する責任は、権限を行使する者にある；さもなければ、誠実でないことを立証する責任は権限を行使された相手方にある。

賃貸人が、任意にまたは不履行のおそれがあると認めた場合に、弁済期日を繰上げができるというリースの規定は、賃借人にとって極めて重要である。

消費者リースにおいては、それは通常当事者の合意によってなされるのではなく、賃貸人によって強制されるものだからである。それ故に、法律の発動が特定の基準にではなく、賃貸人の裁量によるものであるとき、その行使は乱用を防ぐため規制されなければならない。そこで、第1項は、行使に当って誠実の義務を課し、第2項は、誠実の立証責任を消費者リースの場合、他にではなく賃貸人に課している。

(1990.9.20)

(付 記)

U.C.C. 2A Leases について、U.C.C. 4A Funds Transfers の最終法案が 1990 年 2 月 13 日アメリカ法曹協会により承認され、公布のはこびとなつた。これは本稿とは直接関係はないが、現行 U.C.C. 修正の動向として、単なる条文修正のわくを超えて、変化する現状への対応として、新法制定を以て法律面の不備を補完する動向にあるとみられる。

そこで、U.C.C. 4A Funds Transfers の法案採択の経過からみると、起草委員会によって提出された同最終法案は、アメリカ法律協会第66回年次総会（1989年5月16日～19日）において討議され、最終決定がなされた。そして1989年8月3日統一州法委員全国会議において採択され、翌1990年2月13日アメリカ法曹協会の承認をみるに至つたものである。

この U.C.C. 4A Funds Transfers における「送金」とは、主に銀行間や会社間における大口の電信送金を意味するものである。例えば、連邦準備制度電信ネットワーク（Federal Reserve Wire Transfer Network (FEDWIRE)）や、ニューヨーク手形交換銀行間支払システム（New York Clearing House Interbank Payments Systems (CHIPS)）等がある。

これに対して、個人の小切手による支払いは、U.C.C. 3 及び 4 の適用されるところであるし、クレジット・カードによる支払いは、統一消費者信用法典（Unif. Consumer Credit Code）その他の法律が適用され、さらにキャッシュ・カードについては、電子式振替決済法（Electronic Fund Transfer Act (EFTA)）の適用されるところであるため、これらは共に U.C.C. 4A Funds Transfers の適用対象外である。

FEDWIRE にしても CHIPS にしても、法律面での規則は、必らずしも完備したものとはいえない。すなわち、電信送金に伴なう法律上の権利義務関係について、包括的な法制度の確立をはかり、大口にして迅速な送金業務について、事故からのリスクをどのように当事者が負担するかというものが、U.C.C. 4A Funds Transfers のねらいである。

以下、U.C.C. 4A の条項目を掲げれば、次のような構成になっている。

ARTICLE 4A
FUNDS TRANSFERS.

送 金

PART 1 SUBJECT MATTER AND DEFINITIONS

適用範囲及び定義

- 4A-101. Short Title. (略称)
102. Subject Matter. (適用範囲)
103. Payment Order.....Definitions. (支払指図……定義)
104. Funds Transfer.....Definitions. (送金……定義)
105. Other Definitions. (他の定義)
106. Time Payment Order is Received. (支払指図の受領時点)
107. Federal Reserve Regulations and Operating Circulars.
(連邦準備制度理事会の規則及び通牒)
108. Exclusion of Consumer Transactions Governed by Federal Law. (連邦法によって管掌された消費者取引の排除)

PART 2 ISSUE AND ACCEPTANCE OF PAYMENT ORDER

支払指図の送達及び受領

- 4A-201. Security Procedure. (保全手段)
202. Authorized and Verified Payment Orders. (承認されかつ確認された支払指図)
203. Unenforceability of Certain Verified Payment Orders. (ある種の確認された支払指図の実行可能性)
204. Refund of Payment and Duty of Customer to Report With Respect to Unauthorized Payment Order. (承認されない支払指図に関して払込み金の返却及び顧客の報告義務)
205. Erroneous Payment Orders. (錯誤による支払指図)
206. Transmission of Payment Order Through Funds-Transfer or Other Communication System. (銀行間直接送金または他の通信手段による支払指図の送達)
207. Misdescription of Beneficiary. (受取人に関する誤記)
208. Misdescription of Intermediary Bank or Beneficiary's Bank.
(中間(仲介)銀行または受取人銀行に関する誤記)
209. Acceptance of Payment Order. (支払指図の受領)
210. Rejection of Payment Order. (支払指図の拒絶)
211. Cancellation and Amendment of Payment Order. (支払指図の解除と変更)

米国統一商事法典第2A編 リース（細田）

212. Liability and Duty of Receiving Bank Regarding Unaccepted Payment Order. (受領されない支払指図に関する受取銀行の債務と義務)

PART 3 EXECUTION OF SENDER'S PAYMENT ORDER BY RECEIVING BANK

受取銀行による送金人の
支払指図の履行

- 4A-301. Execution and Execution Date. (履行及び履行日)
302. Obligations of Receiving Bank in Execution of Payment Order. (支払指図の履行につき受取銀行の義務)
303. Erroneous Execution of Payment Order. (錯誤による支払指図の履行)
304. Duty of Sender to Report Erroneously Executed Payment Order. (錯誤により履行された支払指図につき送金人の報告義務)
305. Liability for Late or Improper Execution or Failure to Execute Payment Order. (支払指図につき履行遅滞あるいは不当な履行または不履行に対する債務)

PART 4 PAYMENT

支払い

- 4A-401. Payment Date. (支払い日)
402. Obligation of Sender to Pay Receiving Bank. (受取銀行に対する送金人の支払い義務)
403. Payment by Sender to Receiving Bank. (受取銀行に対する送金人の支払い)
404. Obligation of Beneficiary's Bank to Pay and Give Notice to Beneficiary. (受取銀行の受取人に対する支払い及び通達の義務)
405. Payment by Beneficiary's Bank to Beneficiary. (受取銀行の受取人に対する支払い)
406. Payment by Originator to Beneficiary ; Discharge of Underlying Obligation. (送金人より受取人への支払い；基になっている義務の免除)

PART 5 MISCELLANEOUS PROVISIONS

雜 則

- 4A-501. Variation by Agreement and Effect of Funds-Transfer Sys-

米国統一商事法典第2A編リース（細田）

tem Rule. (合意による変更及び送金システムに関する規則の効果)

502. Creditor Process Served on Receiving Bank ; Set-off by Beneficiary's Bank. (受取銀行に対する債権者の差押え手続き；受取人銀行による相殺)
503. Injunction or Restraining Order With Respect to Funds Transfer. (送金に関する強制命令及び禁止命令)
504. Order in Which Items and Payment Orders May be Charged to Account ; Order of Withdrawals From Account. (支払指図その他の支払い債務を勘定につける順序；勘定より引き落とす順序)
505. Preclusion of Objection to Debit of Customer's Account. (顧客勘定を引き落とすことに対する反対するとの排除)
506. Rate of Interest. (利率)
507. Choice of Law. (法の選択)